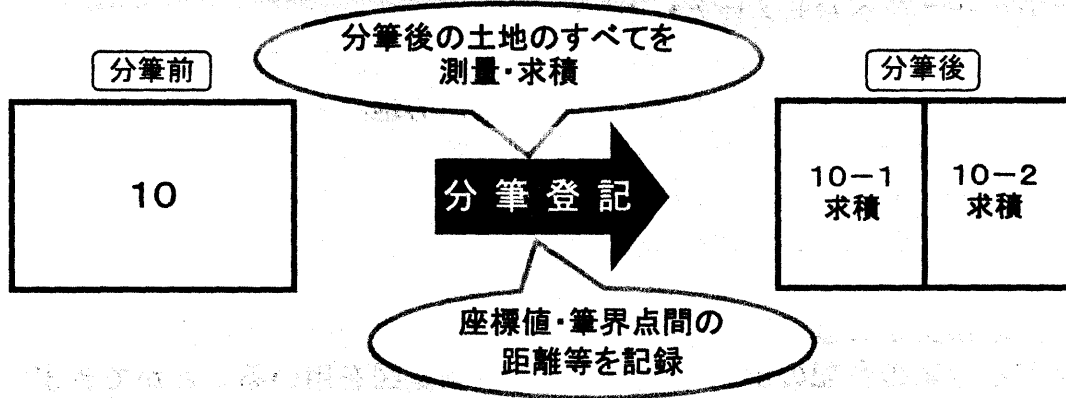


分筆登記申請における地積測量図の取扱いについて

平成17年3月7日から新不動産登記法及びその関連法令等が施行されたことにより、分筆の登記申請の際に提出する地積測量図の取扱いの明確化が図られました。

つきましては、分筆の登記申請をする場合、次の点にご留意いただくようお願いします。

地積及び求積方法



地積測量図は、土地の面積（地積）を表すとともに、土地を特定する重要な機能を有しており、正確な測量及び調査結果の成果に基づき作成するものです。

これまで分筆の登記の申請に添付される地積測量図は、「分筆後の土地の1筆」について、必ずしも求積及びその方法を表示することは必要とされていませんでした。そのため求積及びその方法が表示されなかった分筆後の土地については、その地積が登記簿に正確に公示されず、後々になって境界（筆界）紛争や地図混乱の原因となる例が多く見受けられるようになりました。その土地が境界（筆界）紛争や地図混乱に発展しますと、それまでに確定したはずの他の境界にも影響を及ぼすことになり、これらの紛争を解決するためには、多大な負担を要することも想定されます。

これらの問題を事前に解消するため、新不動産登記法においては、原則「分筆後の土地のすべてについて求積方法等を明らかにしなければならない」とし、すべての筆界点（境界点）の座標値及び筆界点間の距離を地積測量図に記録することを規定しました。

